

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第18号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年新潟市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「掲げるもの」を「掲げる構造、高さ、形状又は材料」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、門柱、門扉その他これらに類するものは、この限りでない。

第8条の3の見出し及び同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2区域の項中「及び高さ」を「、高さ、形状又は材料」に改め、「この欄中該当する区域に指示のあるものを除き、道路に面して設けるものの制限とし、」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表新光町地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、高さ1.2メートル以下でコンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの。ただし、垣又は柵の上にフェンス又は植栽を組み合わせた形状のものは、高さ2メートル以下とする。

別表第2もえぎ野地区地区計画区域の項カ欄及び小新西三丁目地区地区計画区域の項カ欄中「高さは、1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表上木戸地区地区計画区域の項ア欄3（1）中「（ち）項第2号並びに（り）項第3号」を「（り）項第2号並びに（ぬ）項第3号」に改め、同項カ欄中「高さは、1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの

又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表空港西1・2丁目地区地区計画区域の項ア欄1(1)及び3(1)中「(ち)項第2号」を「(り)項第2号」に改め、同項カ欄中「高さは、1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表赤塚駅前地区地区計画区域の項カ欄及びすみれ野地区地区計画区域の項カ欄中「高さは、0.5メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ0.5メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表美咲町地区地区計画区域の項ア欄3(1)中「(り)項第3号及び(ぬ)項第1号」を「(ぬ)項第3号及び(る)項第1号」に改め、同欄4(2)中「(り)項第3号、(ぬ)項第1号並びに(を)項第4号」を「(ぬ)項第3号、(る)項第1号並びに(わ)項第4号」に改め、同欄5(1)中「(り)項第3号並びに(ぬ)項第1号」を「(ぬ)項第3号並びに(る)項第1号」に改め、同項カ欄1中「高さ1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状の」に改め、同表小新梅田地区地区計画区域の項ア欄4(4)中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改め、同項カ欄中「高さは、1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状の」に改め、同表窪田町地区地区計画区域の項カ欄中「高さは、1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又は透視が可能な形状の」に改め、同表寺地西地区地区計画区域の項カ欄中「高さは、0.6メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ0.6メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表内野西地区地区計画区域の項ウ欄に次のように加える。

(3) 巡查派出所， 駅舎， 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
の敷地

別表第2内野西地区地区計画区域の項カ欄中「高さは， 1メートル以下のもの。ただし， 網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は， 生垣。ただし， 高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め， 同表内野戸中才地区地区計画区域の項ア欄4（1）中「（り）項」を「（ぬ）項」に改め， 同項カ欄中「高さは， 1メートル以下のもの。ただし， 網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は， 生垣。ただし， 高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め， 同表姥ヶ山西地区地区計画区域の項ア欄1（6）中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め， 同項カ欄中「高さは， 1メートル以下のもの。ただし， 網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は， 生垣。ただし， 高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め， 同表河渡地区地区計画区域の項ア欄（6）中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め， 同項カ欄中「高さは， 1メートル以下のもの。ただし， 網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は， 生垣。ただし， 高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め， 同表海老ヶ瀬地区地区計画区域の項ア欄（5）中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め， 同項カ欄中「高さは， 1メートル以下のもの。ただし， 網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は， 生垣。ただし， 高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め， 同表新通輪ノ内地区地区計画区域の項カ欄， 新通地区地区計画区域の項カ欄， 小新白鳥地区地区計画区域の項カ欄， 小新地区地区計画区域の項カ欄及び松崎地区地区計画区域の項カ欄中「高さは， 1メートル以下のもの。ただし， 網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は， 生垣。ただし， 高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め， 同表荻川駅南地区地区計画区域の項ア欄1（2）中「別表第2（る）

項第 5 号」を「別表第 2（を）項第 5 号」に改め、同欄 1（3）中「別表第 2（を）項第 6 号」を「別表第 2（わ）項第 6 号」に改め、同項カ欄を次のように改める。

垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては生垣又は高さ 1. 2 メートル以下のフェンス等で透視が可能な形状のものとする。

別表第 2 さつき野駅西地区地区計画区域の項ア欄（5）中「別表第 2（り）項第 3 号」を「別表第 2（ぬ）項第 3 号」に改め、同欄（6）中「別表第 2（る）項第 2 号」を「別表第 2（を）項第 2 号」に改め、同項カ欄を次のように改める。

垣又は柵の構造は、道路に面するものは生垣又は高さ 1. 5 メートル以下のフェンス等で透視が可能な形状のもの。ただし、幅員 1 2 メートル以上の道路に面するものは、道路境界線より 0. 6 メートル以上離さなければならない。

別表第 2 荻川地区地区計画区域の項ア欄（3）中「別表第 2（る）項第 5 号」を「別表第 2（を）項第 5 号」に改め、同欄（4）中「別表第 2（を）項第 6 号」を「別表第 2（わ）項第 6 号」に改め、同項カ欄を次のように改める。

垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては生垣又は高さ 1. 2 メートル以下のフェンスで透視が可能な形状のものとする。

別表第 2 結地区地区計画区域の項カ欄、川口地区地区計画区域の項カ欄及び北上地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては生垣又は高さ 1. 2 メートル以下のフェンスで透視が可能な形状のものとする。

別表第 2 山谷北・善道地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は高さ 1. 5 メートル以下のフェンス等で

透視が可能な形状のもの

別表第2 程島地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は高さ1.5メートル以下のフェンスで透視が可能な形状のもの

別表第2 程島南地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は高さ1.2メートル以下のフェンスで透視が可能な形状のもの

別表第2 北潟地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路又は隣地境界線に面する垣又は柵の構造は、生垣

別表第2 豊栄駅北地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は金網、鉄柵その他透視が可能な形状のもの。ただし、高さ0.6メートル以下のものは、この限りでない。

別表第2 笹山地区地区計画区域の項ア欄（8）中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同表豊栄インター南地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

豊栄インター南B地区内及び豊栄インター南C地区内にあつては、道路に面する垣又は柵の構造は、生垣若しくは金網、鉄柵その他透視可能な形状のもの又は高さ0.6メートル以下のもの。ただし、豊栄インター南B地区内において、豊栄インター南C地区の良好な居住の環境を保全する目的で設置するものは、この限りでない。

別表第2 舟戸地区地区計画区域の項ア欄4（2）中「別表第2（り）項第2号」を「別表第2（ぬ）項第2号」に改め、同項カ欄を次のように改める。

舟戸B-1地区内及び舟戸B-2地区内にあつては、道路に面する垣又は柵の構造は生垣とし、隣地境界線に面する垣又は柵の構造は生垣又は高さ1.2メートル以下のフェンス等で透視が可能な形状のものとする。

別表第2 横越東地区地区計画区域の項カ欄及び横越南地区地区計画区域の項カ欄中「

高さは、0.4メートル以下のもの（門柱を除く。）。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ0.4メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状の」に改め、同表横越インター北地区地区計画区域の項カ欄（6）中「別表第2（ち）項」を「別表第2（り）項」に改め、同項カ欄中「高さは、0.4メートル以下のもの（門柱を除く。）。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ0.4メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状の」に改め、同表横越インター東地区地区計画区域の項カ欄2（6）中「別表第2（ち）項」を「別表第2（り）項」に改め、同項カ欄中「高さは、0.4メートル以下のもの（門柱を除く。）。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ0.4メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状の」に改め、同表姥ヶ山東地区地区計画区域の項カ欄（6）中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同項カ欄中「高さは、1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状の」に改め、同表早通かきの木通り地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、高さ1メートル以下で、高さ0.6メートルを超える部分については、透視が可能な形状のもの。ただし、生垣その他これに類するものは、この限りでない。

別表第2埋堀地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては生垣又は高さ1.2メートル以下のフェンスで透視が可能な形状のものとする。

別表第2亀田駅東地区地区計画区域の項カ欄、三條岡地区地区計画区域の項カ欄及び鍋田地区地区計画区域の項カ欄中「高さは、0.6メートル以下のもの。ただし、網状そ

の他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ0.6メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状の」に改め、同表早通柳田地区地区計画区域の項カ欄中「高さは、1メートル以下のもの。ただし、網状その他これに類する形状とする」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表西名目所地区地区計画区域の項ア欄2(6)中「(り)項」を「(ぬ)項」に改め、同項カ欄中「生垣。ただし、高さ1.0メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状とするもので透視が可能な」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表西野中野山地区地区計画区域の項ア欄2(7)中「(り)項第2号及び第3号並びに(ぬ)項第1号」を「(ぬ)項第2号及び第3号並びに(る)項第1号」に改め、同欄3(9)中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め、同項カ欄を次のように改める。

西野中野山A地区内、西野中野山B地区内及び西野中野山C地区内にあっては、道路に面する垣又は柵の構造は生垣（高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものを除く。）とし、隣地境界線に面する垣又は柵は高さ0.5メートル以下（生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のものを除く。）とする。

別表第2海老ヶ瀬北地区地区計画区域の項ア欄2(10)中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め、同欄2(11)中「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に改め、同項カ欄中「垣又は柵（門柱及び門扉を除く。）の構造は、生垣。ただし、高さ1.0メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状とするもので透視が可能な」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表女池上山地区地区計画区域の項カ欄中「生垣。ただし、高さ1.0メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状とするもので透視が可能な」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、

同表長湊南地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のもの

別表第2市場周辺地区地区計画区域の項カ欄中「生垣。ただし、高さ1.0メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状とするもので透視が可能な」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表新津インター西地区地区計画区域の項ア欄1(2)を次のように改める。

- (2) 共同住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に限る。）

別表第2新津インター西地区地区計画区域の項ア欄3(3)中「前2号」を「前3号」に改め、同欄3(3)を同欄3(4)とし、同欄3(2)の次に次のように加える。

- (3) 法別表第2(い)項第8号に掲げるもの

別表第2新津インター西地区地区計画区域の項カ欄中「網状その他これに類する形状とするもので透視が可能な」を「フェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表北上南地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては高さ1.2メートル以下のフェンス等で透視が可能な形状のものとする。

別表第2小新白鳥東地区地区計画区域の項ア欄3(3)中「(り)項第2号及び第3号並びに(ぬ)項第1号」を「(ぬ)項第2号及び第3号並びに(る)項第1号」に改め、同項カ欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のもの

別表第2亀貝地区地区計画区域の項ア欄2(11)、4(12)及び5(15)中「(り)項第2号及び第3号並びに(ぬ)項第1号」を「(ぬ)項第2号及び第3号並びに(る)項第1号」に改め、同欄6(6)中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)

項第1号」に改め、同欄6(7)中「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に改め、同欄7(9)中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め、同欄7(10)中「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に改め、同項カ欄中「生垣。ただし、高さ1.0メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状とするもので透視が可能な」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表鳥屋野大島地区地区計画区域の項カ欄を次のように改める。

鳥屋野大島A地区内、鳥屋野大島B地区内及び鳥屋野大島C地区内にあつては、道路に面する垣又は柵の構造は生垣（高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものを除く。）とし、隣地境界線に面する垣又は柵は高さ0.5メートル以下のもの（生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のものを除く。）とする。

別表第2湖南地区地区計画区域の項ア欄(1)中「(ち)項第2号及び第3号並びに(り)項」を「(り)項第2号及び第3号並びに(ぬ)項」に改め、同項カ欄中「生垣。ただし、高さ1.0メートル以下のもの又は網状その他これに類する形状とするもので透視が可能な」を「道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状の」に改め、同表越前浜地区地区計画区域の項カ欄中「生垣」を「道路又は隣地境界線に面する垣又は柵の構造は、生垣」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。